

行政調査（審査）手続について

懇談会において、行政調査(審査)手続の論点のうち、

(1) 求めがある場合における供述人に対する供述調書の写しの提供の要否、
(2) 供述録取の際の弁護士の同席の可否、
について、ワーキング・グループにおいて検討・整理することとされたところ
である。

本資料は、これを受けて、ワーキング・グループで行われた作業結果を取り
まとめたものである。

1 求めがある場合における供述人に対する供述調書の写しの提供（事前手続 前の証拠開示）

以下の理由により、求めがある場合における供述人に対する供述調書の写
しの提供を認める必要はないと考えられる。

- ・ 刑事手続においては、刑事訴訟法47条による訴訟記録の非公開の原則
に基づき、捜査段階において供述調書の写しを提供することは原則とし
て認められず、また、他の行政調査でも供述調書の写しの提供は認めら
れていない。
- ・ 供述録取は、物的証拠との齟齬や供述の矛盾点等を追及するなどして行
われるところ、その際様々な調査により得た情報等を供述人に示したり
することもあり、供述調書の写しの提供が、供述人間の口裏合わせ等
による証拠隠滅を容易にし、真相解明の妨げとなる可能性がある。
- ・ 供述調書の写しの提供を受けられることができる制度とした場合、事業者と
従業員等との関係を考えて、供述内容が事業者(会社)に知られること
を恐れ、供述人(従業員等)が真実を供述することに消極的となり、真相
解明の妨げとなる可能性がある。

2 供述録取の際の弁護士の同席

以下の理由により、供述録取の際の弁護士の同席は認める必要はないと考
えられる。

- ・ 適正手続が一層要求される刑事手続においても取調べの際の弁護人の同
席は認められておらず、他の行政調査においても供述録取の際の弁護士
の同席は認められていない。
- ・ 同席を認める弁護士が、会社から依頼されたか個人から依頼されたかを
問わないこととした場合には、会社から依頼された弁護士が同席すると、
従業員に萎縮効果が生じ、真相解明に支障が生じる可能性がある。

- * 米国や EU においては、司法妨害罪、司法取引の存否等のように、その国々における司法制度の在り方が我が国のそれとは異なることから、関連する制度全体との関係で調和が図られるような手続保障が採られるべきである。

- * なお、行政調査手続において事業者が適切に防御権を行使できるよう、運用面においても配慮することが望ましい（例えば、命令案の説明は詳細にする、命令を出す時期については、事前手続において初めて証拠説明が行われることも踏まえて適切に設定する、意見提出の機会に提出された重要な意見に対しては十分な説明を行うなど）。